退職一時金返還のご案内

日本鉄道共済組合

はじめに

この度、あなた様は日本年金機構より老齢（障害・遺族）厚生年金の決定を受けられたことと存じます。この決定を受けられた年金にはあなた様又は、元組合員の方が（旧）国鉄共済組合に加入されていた期間が通算されております。

あなた様又は、元組合員の方は（旧）国鉄を退職された当時に、年金の掛金の一部である退職一時金の給付を受けておられます。

この給付を受けられた退職一時金につきましては、将来において返還が必要になることなど退職当時には予測されていませんでしたが、昭和６１年４月に実施された年金法の改正により、年金を受給する権利を取得したときにおいて、給付を受ける年金の算定期間（※注）と、過去に給付を受けた退職一時金の算定期間とが重複する場合には、給付を受けた退職一時金に、定められた利子相当額を加えて元の共済組合に返還していただくことに改められました。

あなた様も、この重複する期間が含まれた年金の決定を受けられたことにより、過去に給付を受けた退職一時金の返還が必要となります。

つきましては、退職一時金の制度や返還に至る経緯等についてご案内させて頂きますので、内容をご理解いただくとともに、退職一時金等の返還手続きを行って下さるようお願いいたします。

注：平成９年４月に日本鉄道共済組合の年金が、一部を除いて厚生年金保険に統合されたことに伴い、同月以後に年金の受給権を取得された方は、日本年金機構で決定を受けられた年金の算定期間に、厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国鉄共済組合の加入期間が含まれております。

1　退職一時金制度の変遷と返還に至る経緯について

退職一時金の制度は、内容は異なりますが旧勅令による共済制度（昭和 23 年 6 月以前の制度）から存在しており、原則的には年金の受給権を取得されずに退職（20 年未満での退職）された方に対して、組合員であった期間に納めた共済掛金（長期給付）に相当する額を、退職時に一時金として給付するものでしたが、昭和 36 年 4 月に通算年金通則法が制定されたことに伴い、その一部が改正され将来において年金の受給を希望した方については、掛金の一部を年金原資控除額として残し、退職一時金基礎額との差額を退職一時金として給付することに変更されました。

また、年金の受給を希望しない方については、従来と同様に年金原資を残さないで退職一時金の給付を受けることができました。その後、昭和 55 年 1 月からは国鉄を 20 年未満で退職された方であっても、共済掛金（長期給付）相当額の全額を年金原資として残すことに改正され退職一時金制度は廃止されました。さらに、昭和 61 年の法律改正により、過去に退職一時金の給付を受けた方が、退職一時金と同じ算定期間を含む年金の受給権を取得した場合には、当該退職一時金は返還することに改められました。

＜制度の変遷＞

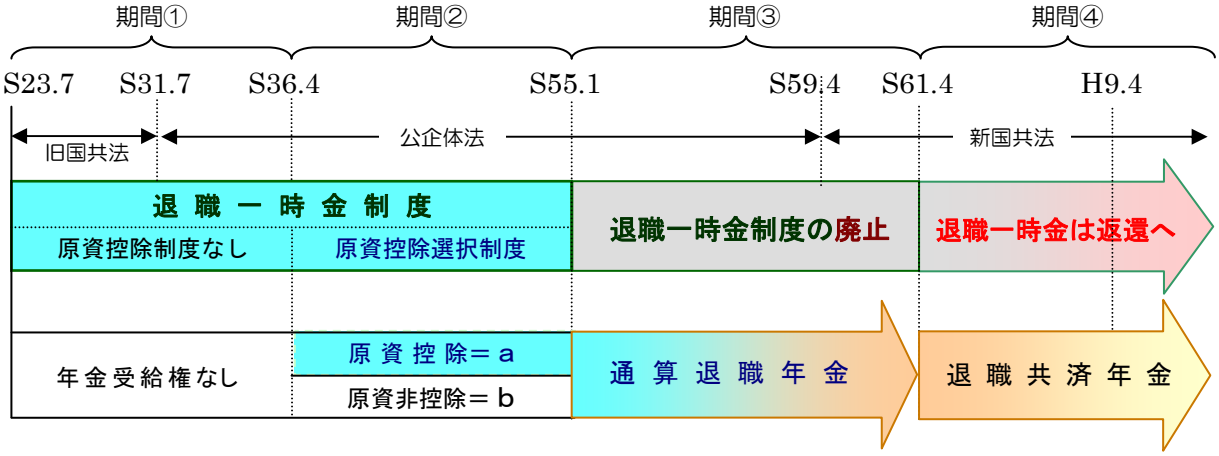

【期間①】昭和 36 年 3 月末までは、組合員期間 1 年以上 20 年未満で退職された方は、年金掛金相当額の全額を退職一時金として給付していました。（旧国共法では 6 ヶ月以上 20 年未満）

【期間②】昭和 36 年 4 月から昭和 54 年 12 月末までに、組合員期間 1 年以上 20 年未満で退職された方は退職一時金の給付について、次のａ又はｂのいずれかを選択することができました。

a.　将来において年金給付を希望する選択をされた方には、退職一時金基礎額と年金原資控除額との差額を退職一時金として給付していました。

b.　年金給付を希望されない方は、従来の退職一時金を給付していました。（期間①と同様）

【期間③】昭和 55 年 1 月からは、組合員期間 1 年以上 20 年未満で退職された方も、年金掛金相当額全額を年金原資として残すことに改められ、退職一時金制度は廃止されました。

【期間④】昭和 61 年 4 月の年金改革法において通算退職年金が廃止され、年金の計算方式や支給開始年齢等も、加入期間 20 年以上の方と同一の退職共済年金が給付されるようになりました。

ただし、期間②ａ.において退職一時金の給付を受けられ年金原資を残された方は、退職一時金の算定基礎期間と老齢厚生年金（※注）の算定基礎期間とが重複することとなるので、給付を受けた退職一時金に利子相当額を加えて共済組合へ返還することになりました。

注：平成 9 年 4 月の鉄道共済年金の厚生年金への統合に伴い、同月以後に年金の受給権を取得された方は退職共済年金ではなく、国鉄期間が算入された老齢（障害・遺族）厚生年金の決定を受けることになります。

また、過去に給付を受けた退職一時金やその利子相当額を日本鉄道共済組合に返還しなければならないことを規定した法令は、8 ページ以後の退職一時金の返還に関する法令集をご参照ください。

2 退職一時金の返還と通知について

過去に退職一時金の給付を受けた方が、退職一時金の算定期間を含んだ老齢（障害・遺族）厚生年金の決定を受けられた場合は、日本年金機構より日本鉄道共済組合へその旨が通知されます。この通知内容に基づいて、老齢厚生年金等の受給権者の方へ退職一時金等の返還額及び、返還期限を明記した「退職一時金返還のご案内」を送付しています。

また、ご返還いただくことになる退職一時金には利子相当額を加えることとされておりますが、これは、今回決定された老齢厚生年金等が、退職時の俸給を基にその後の賃金上昇率や物価上昇率等を含めて算出されているため、返還されることとなる退職一時金も同様に、退職当時の貨幣価値を現在に置き換えて年金原資の不足額を補うためであることをご理解ください。

（この制度は、当共済組合に限らず国や地方の共済組合でも同様の法令が適用されております。）

共済太郎さんの場合

共済太郎さんは、年金を受給する権利を取得した平成 24 年 7 月に年金の請求を行い、翌月の平成 24 年 8 月から老齢厚生年金の支給を受けることになりました。また、その決定を受けた年金には、共済太郎さんが国鉄退職時に給付を受けた退職一時金の算定期間（S49.4 から S54.5 まで）が算入されていることから、昭和 54 年 5 月に給付を受けた退職一時金は、利子相当額を加えて鉄道共済組合へ返還していただくことになります。

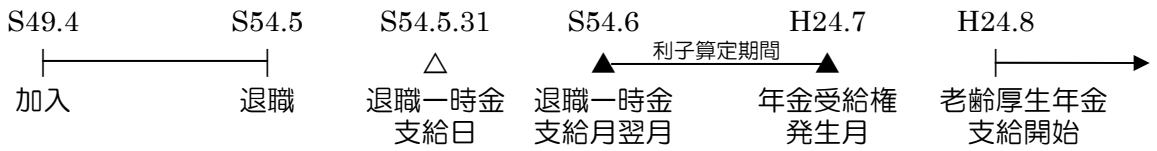

氏　　名	共　済　太　郎	退職一時金基礎額	３８２，０００円
加　　入	昭和４９年４月	退職一時金控除額	２９３，０００円
退　　職	昭和５４年５月	退職一時金支給額	８９，０００円
組合員期間	５年２ヶ月（６２月）	退職一時金支給日	昭和５４年５月３１日
生　年　月　日	昭和２７年７月２０日	平均標準報酬月額	１９７，５００円

共済太郎さんの場合、年金掛金相当額の全額である退職一時金基礎額 382,000 円に対して、将来年金を受給するために必要な原資（退職一時金控除額）は 293,000 円であったことにより、その差額の 89,000 円が退職一時金として給付されました。

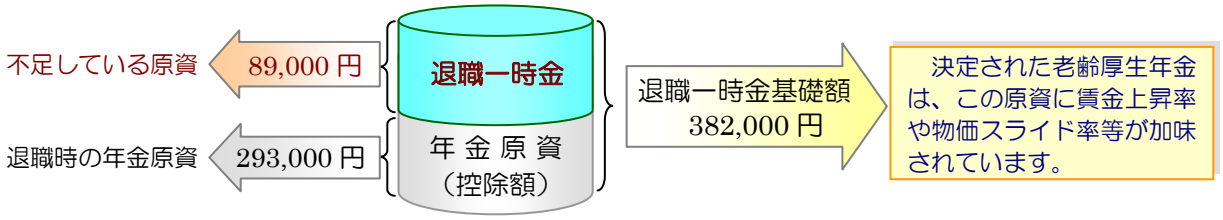

退職時に共済太郎さんが、将来において受給することとされていた通算退職年金は、昭和 61 年 4 月の法律改正により廃止され、代わりに全期間分の掛金相当額を基準とした老齢厚生年金（平成 9 年 3 月以前は退職共済年金）が支給されることになりました。

3 退職一時金返還額の計算方法について

退職一時金の返還額は、過去に給付を受けた退職一時金の額に、給付を受けた月の翌月から、年金を受ける権利を有することとなった月（年金支給開始月の前月）までの期間に対する、次表の利率を複利計算による方法で計算された利子相当額を加えた額となります。

期　　間	月　数	利　率
平成１３年３月以前の期間	A	５．５％
平成１３年４月から平成１７年３月までの期間	B	４．０％
平成１７年４月から平成１８年３月までの期間	C	１．６％
平成１８年４月から平成１９年３月までの期間	D	２．３％
平成１９年４月から平成２０年３月までの期間	E	２．６％
平成２０年４月から平成２１年３月までの期間	F	３．０％
平成２１年４月から平成２２年３月までの期間	G	３．２％
平成２２年４月から平成２３年３月までの期間	H	１．８％
平成２３年４月から平成２４年３月までの期間	I	１．９％
平成２４年４月から平成２５年３月までの期間	J	２．０％
平成２５年４月から平成２６年３月までの期間	K	２．２％
平成２６年４月から平成２７年３月までの期間	L	２．６％
平成２７年４月から平成２８年３月までの期間	M	２．９％
平成２８年４月から平成２９年３月までの期間	N	３．４％
平成２９年４月から平成３０年３月までの期間	O	３．６％
平成３０年４月から平成３１年３月までの期間	P	３．９％
平成３１年４月から平成３２年３月までの期間	Q	４．０％
平成３２年４月以後の期間	R	４．１％

注：各期間の返還利率を定めた法令は、9 ページの注釈欄（退職一時金に加える利子の利率について）をご参照ください。

共済太郎さんの場合

退職一時金の支給月の翌月　　年金受給権発生月

S54.6　H13.4　H17.4　H18.4　H19.4　H20.4　H21.4　H22.4　H23.4　H24.4　H24.7

262 月 (A)　48 月 (B)　12 月 (C)　12 月 (D)　12 月 (E)　12 月 (F)　12 月 (G)　12 月 (H)　12 月 (I)　4 月 (J)

退職一時金支給額＝89,000 円

利　子　相　当　額＝退職一時金支給額×$(1.055^{(A/12)}\times1.040^{(B/12)}\times1.016^{(C/12)}\times1.023^{(D/12)}\times1.026^{(E/12)}\times1.030^{(F/12)}\times1.032^{(G/12)}\times1.018^{(H/12)}\times1.019^{(I/12)}\times1.020^{(J/12)}\times-1)$

＝89,000 円×$(1.055^{(262/12)}\times1.040^{(48/12)}\times1.016^{(12/12)}\times1.023^{(12/12)}\times1.026^{(12/12)}\times1.030^{(12/12)}\times1.032^{(12/12)}\times1.018^{(12/12)}\times1.019^{(12/12)}\times1.020^{(4/12)}\times-1)$

＝307,665 円

退職一時金返還額＝退職一時金支給額＋利子相当額

＝89,000 円＋307,665 円＝396,665 円

共済太郎さんの場合は、396,665 円の返還が必要となります。

4 返還期限について

退職一時金とその利子相当額は、返還期限内に一時に又は分割してご返還していただくこととなります。この返還期限は、政令で定められた期間 1 年に省令期間（退職一時金の基礎となった期間分として支給される年金額の半分をご返還に充てた場合に、返還が終了する月数から 1 年を控除した月数）を加えた期間以内と定められています。

注：返還期限を定めた法令は、9 ページの注釈欄（財務省令で定める期間を加えることについて）をご参照ください。

共済太郎さんの場合

共済太郎さんの退職一時金返還期限は、政令期間（1 年）に加える省令期間の計算が必要で、この省令期間は、共済太郎さんの退職一時金の基礎となった期間分（S49.4 から S54.5 までの 62 月分）として支給される年金額の報酬比例部分のみに基づいて次のように計算されます。

◎ 退職一時金基礎期間分の老齢厚生年金額の計算

報酬比例部分額＝平均標準報酬月額×給付乗率×組合員期間月数×H12 年物価スライド率×H24 年物価スライド率（注１）

$$=197{,}500\text{円}\times\frac{7.5}{1000}\times 62\text{月}\times 1.031\times 0.978$$

$$=92{,}601.40\text{円}$$

※ 退職一時金基礎期間分として支給される年金額＝92,601.40 円≒92,600 円となります。

◎ 返還期限の計算（年金支給期において、支給額の $\frac{1}{2}$（年金額の $\frac{1}{12}$）を返還に充当した場合の月数）

各支給期の 1/2 の額＝92,600 円÷12 月≒7,716 円

省令期間（月数）＝（退職一時金返還額÷各支給期の $\frac{1}{2}$ の額）×2 月－12 月（政令期間）

＝（396,665 円÷7,716 円）×2 月－12 月＝52 月×2 月－12 月

＝92 月

返還期限＝政令期間＋省令期間

＝12 月＋92 月＝104 月

退職一時金等の返還期限は、年金の受給権が発生した翌月である平成 24 年 7 月から、104 月（8 年 8 ヶ月）後の平成 33 年 3 月末日となります。

（注 1）：当該年毎に決定されるため、変動する場合があります。

5 公的年金に対する所得税について

退職一時金等の返還額は、公的年金に係る課税所得から控除することができます。（8 ページ参照）日本鉄道共済組合では、その年中にご返還いただいた退職一時金等の合計額を証明する「退職一時金返還額証明書」を、翌年 1 月中に対象者の方へ送付致しますので、確定申告において公的年金の源泉徴収票に表示されている支払金額から、「退職一時金返還額証明書」に記載されている金額を差し引いた額を、その年中に支払われた年金額として申告してください。

ただし、遺族厚生年金又は障害厚生年金を受けている方の年金に係る所得税は、非課税の取扱いとなっていますので確定申告の必要はありません。

6　退職一時金に関するＱ＆Ａ

問１　日本鉄道共済組合とは、どのような組織（組合）ですか？

回 答　昭和 62 年 4 月の国鉄民営化に伴って国鉄共済組合から日本鉄道共済組合へと名称が変更され、その後、平成 9 年 4 月に長期給付事業（年金）は厚生年金保険へ移行しましたが、昭和 31 年 6 月以前の期間に対する年金の支払いや存続業務を行うため、平成 9 年 4 月以後もなお、国家公務員等共済組合法が適用される存続組合として法令で定められた組織です。

注：9 ページの注釈欄（日本鉄道共済組合は、国家公務員等共済組合として存続することについて）をご参照ください。

問２　退職一時金を返還しなければならない人は、どのような条件に該当する人ですか？

回 答　昭和 36 年 4 月から昭和 54 年 12 月末までの間に退職し、将来において年金を受け取るための原資を残された方のうち、退職一時金基礎額と年金原資控除額との差額分を退職一時金として給付を受けた方で、当該退職一時金の基礎期間を含んだ老齢厚生年金等の決定を受けられた方が返還対象者となります。（2 ページ【期間②ａ.】に該当される方です）

問３　退職金と、退職一時金は違うのでしょうか？

回 答　それぞれの目的と支払は別々の要件に基づいて行われますので、全く異なるものです。

退職金は事業主である国鉄が就業規則等に基づき元職員へ支給するものであり、退職一時金は公共企業体職員等共済組合法に基づき、国鉄共済組合が元組合員へ支給する長期給付金です。

問４　退職一時金は、どのようにして支払われたのですか？

回 答　退職一時金の支払いは、退職時の勤務箇所長を経由して共済組合の支部長に提出された退職一時金決定請求書に基づき、当該支部長から請求者が希望した金融機関へ退職一時金支給額の送金が行われ、その後、当該金融機関の窓口において本人確認等を行って支払われておりました。（銀行口座の振り込みは行われておりませんでした。また、一部では駅窓口での支払いも行われておりました。）なお、請求者には勤務箇所長を経由して退職一時金支給額（退職一時金控除額）通知書等が交付されていました。

問５　なぜ、退職一時金を返還しなければならないのですか？

回 答　退職時において、将来受給することとなっていた通算退職年金は、退職時に残された年金原資分に基づいて給付されることになっていたため、退職一時金の返還は必要ありませんでした。

しかし、昭和 61 年 4 月の法律改正により、この通算退職年金は廃止され退職一時金の給付を受けていない方と、同一の条件による年金給付（※注）に改められました。この結果、退職一時金の給付を受けた方は同じ基礎期間を算入した老齢厚生年金（平成 9 年 3 月以前は退職共済年金）との重複給付を受けることとなるために、過去に支給した退職一時金等を返還していただくことになりました。

注：退職一時金の給付を受けた方であっても、標準報酬月額に基づいて退職一時金の給付を受けていない方と同一の計算方法による全組合員期間分の老齢厚生年金（平成 9 年 3 月以前は退職共済年金）が決定されることになりました。

問６　退職一時金支給額に比べて、なぜ何倍もの金額を返還しなければならないのですか？

回 答　返還していただく退職一時金には、利子相当額を加えることになっていますが、これは、決定を受けた老齢厚生年金等の年金額は、退職された当時の俸給を基礎に、その後の賃金上昇率や物価上昇率等を考慮して計算されていることから、退職時に支給を受けた退職一時金も、年金計算と同様に当時の貨幣価値を、受給権発生時である現在の価値に見直すなどして、年金原資の不足を補う必要があることをご理解ください。また、この制度（返還利率等）は、国や地方の共済組合も同様に適用されています。

注：3 ページの「２　退職一時金の返還と通知について」をご参照ください。

問７　年金制度（昭和 61 年 4 月）の変更について、何故もっと早く連絡してくれなかったのですか？

回 答　退職時に年金の受給権が発生していない方に対しては、年金事務が発生する退職共済年金等の請求時に、現住所の届出をいただくことになっていたため、全ての元組合員の方に年金制度の改正を通知することは困難でした。（制度改正の通知を受けられても、実際に退職一時金の返還が行えるのは年金の受給権が発生したときで、直ちに返還を行うことはできませんでした。）

問８　昭和 61 年 4 月に通知があったら、利子が少なくて済んだのではないですか？

回 答　退職一時金の返還義務は、年金を受給する権利を取得したときに生じます。そのため、実際に返還通知を送付するのは、年金を受給する権利を取得した以後であり、制度改正が行われた昭和 61 年 4 月ではありません。これは、年金を受給する権利を取得した時点の再評価・物価スライド率等によって年金が決定されることから、退職時に給付を受けた退職一時金も年金を受給する権利を取得した時点までの期間による利率で計算されることになり、事前にご返還いただくことはできませんでした。

　したがって、昭和 61 年 4 月に制度改正の通知を受けていたとしても、利子が少なくなるわけではありません。

問９　私に万が一のことがあったら、返還はどうなるのですか？

回 答　退職一時金の基礎期間が含まれた遺族厚生年金の受給権を有することとなる遺族の方に対して、元組合員の方にご通知しておりました退職一時金等の返還残額及び、新たな返還期限をお知らせしてご返還いただくことになります。

注：9 ページの注釈欄（遺族厚生年金の受給権を有することとなったときの返還について）を、ご参照ください。

問１０　退職一時金の返還に応じないとどうなるのですか？

回 答　退職一時金の返還をいただいた他の方々との公平性や、給付と負担の原則から、ご返還頂くことをお願い致しておりますが、どうしても返還期限までにご返還いただけないときは、やむを得ず支払督促手続き等に移行することになる場合があります。

問１１　私の国鉄共済の期間は問 2 に該当しませんが、なぜ返還しなければならないのですか？

回 答　国鉄共済組合加入期間以前の他共済（電電や専売の旧三公社共済、国や地方の共済組合等）加入期間が 20 年未満で、退職時に退職一時金の支給を受けた方は、最後に所属していた共済組合に退職一時金を返還していただくことになります。

退職一時金の返還に関する法令集	注　　釈
国家公務員共済組合法（昭和三十三年五月一日法律第百二十八号） 附　則 （退職一時金の返還） 第十二条の十二　　次の各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、退職共済年金又は障害共済年金（以下この条及び次条において「退職共済年金等」という。）の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する金額を当該退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。 一　　昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。） 二　　昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金 第十二条の十三　　前条第一項に規定する者の遺族が遺族共済年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職共済年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する金額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された金額を除く。））を当該遺族共済年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。	←退職一時金の支給を受けた方が、退職共済年金や障害共済年金の受給権を有することとなったときは、退職一時金に利子を加えて返還しなければならない理由 ←旧国鉄共済組合が支給した退職一時金も、返還の対象となります。 ←退職一時金の支給を受けた方の遺族が遺族共済年金の受給権を有することとなったときの返還について
厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年六月十四日法律第八十二号） 附　則 （施行期日） 第一条　　この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、附則第三十七条及び第四十七条第一項の規定は、同年一月一日から施行する。 （用語の定義） 第三条 八　　旧適用法人共済組合員期間　日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合（以下「旧適用法人共済組合」という。）の組合員であった者の当該組合員であった期間（他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。 （旧適用法人共済組合の組合員の資格に関する経過措置） 第二十四条 ２　　前項に規定する者のうち施行日の前々日に六十五歳以上である者については、同項後段の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月までの組合員期間（旧適用法人共済組合員期間及び当該組合員期間に他の法令の規定により算入された期間とし、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があった場合にはその適用後の当該組合員期間とする。以下「旧適用法人施行日前期間」という。）を計算の基礎として、改正前国共済法による退職共済年金の額を改定する。 （退職一時金等の返還に関する経過措置） 第三十条　　旧適用法人施行日前期間を有する者又はその遺族に係る改正後国共済法附則第十二条の十二第一項（改正後国共済施行法第十四条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の十三（改正後国共済施行法第十五条第三項において準用する場合を含む。）、改正後国共済施行法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第四十一条第二項第三号、第三項若しくは第六項又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十三条第一項の規定により返還すべきこととされているこれらの規定に規定する金額（以下この条において「返還額」という。）の改正後国共済法附則第十二条の十二若しくは第十二条の十三、改正後国共済施行法第十四条、第十五条若しくは第四十一条第三項から第六項まで又は昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第三項から第六項まで（昭和六十年国共済改正法附則第六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による返還については、これらの規定にかかわらず、返還額を一時に又は分割して返還する方法であって、その者が受ける旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる給付の額を勘案して政令で定めるものにより行うものとする。 ２　　附則第五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた旧適用法人共済組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権を有することとなった者が前項の規定により返還額を返還した場合におけるその年分の当該厚生年金保険法による年金たる保険給付に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号及び第四項第二号に規定する公的年金等の収入金額については、その年中に支払われた当該厚生年金保険法による年金たる保険給付の額（以下この項において「保険給付支払額」という。）からその年中に返還した返還額（当該返還額に係る附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付（以下この項において「特例年金給付等」という。）がその年中に支払われた場合には、当該返還額から当該特例年金給付等の額（その額が当該返還額を超えるときは、当該返還額を限度とする。）を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）を控除して得た額とする。この場合において、当該返還額が当該保険給付支払額を超えるときは、当該保険給付支払額をもって、当該保険給付支払額から控除する限度額とする。	←平成９年４月１日から実施されます。 ←日本鉄道共済組合は旧適用法人共済組合と、旧国鉄共済組合に加入した期間を旧適用法人共済組合員期間と定義しています。 ←旧適用法人施行日前期間（旧国鉄共済組合期間も含む）について定義しています。 ←旧適用法人施行日前期間（旧国鉄共済組合も含む）を有する方の退職一時金の返還は政令で定めることについて ←退職一時金の返還額は、公的年金に対する所得税を計算する際の控除額とすることができることについて

退職一時金の返還に関する法令集	注　　釈
（存続組合の業務等） 第三十二条　旧適用法人共済組合は、次項各号に掲げる業務を行うため、この法律の施行後も、改正前国共済法第三条第一項に規定する国家公務員等共済組合としてなお存続するものとする。この場合において、同項並びに改正前国共済法第八条第二項及び第百十一条の二の規定は、旧適用法人共済組合については、なおその効力を有するものとし、改正前国共済法第八条第二項中「大蔵大臣」とあるのは、「財務大臣」とする。 ２　前項の規定によりなお存続するものとされる旧適用法人共済組合（以下「存続組合」という。）の業務は、次に掲げるものとする。 一　前条の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による年金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするものを支給すること。 二　前条の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法による一時金たる長期給付で旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とするもの及び施行日以後に支給事由が生ずることとなるこれに類する一時金たる給付で政令で定めるものを支給すること。 三　改正後国共済施行法第三条に規定する給付のうち年金たる給付で旧適用法人共済組合に係るものを支給すること。 四　旧適用法人共済組合が施行日前に支給すべきであった一時金たる給付であって、施行日においてまだ支給していないものを支給すること。 五　前各号に掲げるもののほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。 六　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	←日本鉄道共済組合は、国家公務員等共済組合として存続することについて
厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年三月二十八日政令第八十六号） （施行日以後において退職特例年金給付等の受給権を有することとなる者等に係る退職一時金の返還に関する経過措置） 第四条　改正前国共済法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者が、施行日以後において退職特例年金給付若しくは障害特例年金給付又は平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者に係る同項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法によるものに限る。）（以下第六条までにおいて「退職特例年金給付等」という。）の受給権を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給一時金額等」という。）に相当する金額を、当該退職特例年金給付等の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年（当該退職特例年金給付等の額の二分の一に相当する額が当該支給一時金額等に満たない者にあっては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該退職特例年金給付等の受給権を有する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。 ２　前項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から退職特例年金給付等の受給権を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、年四・一パーセント（当該一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、平成十三年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、平成十七年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、平成十八年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、平成十九年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・九パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年三・六パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・九パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年四パーセント）の利率で複利計算の方法によるものとする。 ３　第一項に規定する者の遺族が施行日以後において遺族特例年金給付の受給権を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が退職特例年金給付等又は平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者に同項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法によるものを除く。）の受給権を有していた場合には、支給一時金額等又は改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する支給額等若しくは昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項に規定する支給額等に相当する金額（前条若しくは第一項又は改正前国共済法附則第十二条の十二第一項若しくは第三項若しくは昭和六十年国共済改正法附則第六十二条第一項若しくは第三項の規定により既に返還された金額がある場合には、当該相当する金額から当該返還された金額を控除した金額とする。以下この項において「要返還支給一時金額等」という。））を、当該遺族特例年金給付の受給権を有することとなった日の属する月の翌月から一年（当該遺族特例年金給付の額の二分の一に相当する額が当該要返還支給一時金額等に満たない遺族にあっては、一年に財務省令で定める期間を加えた期間）以内に、一時に又は分割して、当該第一項に規定する者が施行日前に最後に所属していた旧適用法人共済組合に係る存続組合又は指定基金に返還しなければならない。 ４　第二項の規定は、前項に規定する利子について準用する。	←退職特例年金等の受給権を取得した時は、退職一時金に利子を加えて、返還しなければならないことについて ←財務省令で定める期間を加えることについて ←退職一時金に加える利子の利率について ←特例による遺族共済年金の受給権を有することとなったときの返還について

退職一時金の返還に関する法令集	注　　釈
５　第一項又は第三項の規定による返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しないものとする。 ６　第一項、第二項及び前項の規定は、改正前国共済法附則第十二条の十二第一項各号に掲げる一時金である給付を受けた者が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有することとなった場合（第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。 ７　第三項から第五項までの規定は、第一項又は前項に規定する者の遺族が施行日以後において被保険者期間とみなされた組合員期間を計算の基礎とする厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有することとなった場合（第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）について準用する。 ８　存続組合又は指定基金は、前二項の規定の適用を受けることとなった者に対する厚生年金保険法による年金たる保険給付の支給状況につき、厚生労働大臣に対し、必要な資料の提供を求めることができる。	←老齢厚生年金や障害厚生年金受給権を有することとなったときの返還について ←遺族厚生年金の受給権を有することとなったときの返還について
厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年三月二十八日大蔵令二十一号） （平成九年経過措置政令第四条に規定する財務省令で定める期間等） 第十六条　平成九年経過措置政令第四条第一項（同条第六項及び平成九年経過措置政令第五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間は、平成九年経過措置政令第四条第一項に規定する退職特例年金給付等の額（厚生年金保険法による老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権を有する場合には、これらの年金たる給付の額のうち旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。次項及び次条において同じ。）に係る部分に相当する額を含む。）の十二分の一に相当する金額から、平成九年経過措置政令第四条第一項に規定する支給一時金額等に相当する額に達するまでの金額をこれらの年金たる給付の支給期月ごとに順次に控除した場合に控除することとなる期間の月数から十二を控除した月数に相当する期間とする。 ２　平成九年経過措置政令第四条第三項（同条第七項及び平成九年経過措置政令第五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間は、平成九年経過措置政令第二条第三号に規定する遺族特例年金給付の額（厚生年金保険法による遺族厚生年金の受給権を有する場合には、当該遺族厚生年金の額のうち旧適用法人施行日前期間に係る部分に相当する額を含む。）の十二分の一に相当する金額から、平成九年経過措置政令第四条第三項に規定する要返還支給一時金額等に相当する額に達するまでの金額をこれらの年金たる給付の支給期月ごとに順次に控除した場合に控除することとなる期間の月数から十二を控除した月数に相当する期間とする。 ３　第一項の規定は、平成九年経過措置政令第五条第一項及び第六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間について準用する。 ４　第二項の規定は、平成九年経過措置政令第五条第三項及び第六条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める期間について準用する。	←退職一時金の返還期限の計算方法について

Memo

日本鉄道共済組合　年金係（退一）

〒２３１－８３１５
神奈川県横浜市中区本町６丁目５０番地１
横浜アイランドタワー　鉄 道 ・ 運 輸 機 構 内

電話番号：０４５－２２２－９６７６

電話での照会は、土日祝日を除く
９：４０～１２：００、１３：１０～１７：００の間にお願いします。

ホームページアドレス　http://www.jrkyosai.or.jp

201303